

防官訟（事）第328号
令和4年12月22日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

訴訟事務の適正な実施のための措置について（通達）

今般、国を当事者とした争訟事件の弁論準備手続において、国の指定代理人である防衛省職員が受命裁判官の許可を得ず録音を行っていたことが発覚した。

法廷及び裁判所の審尋等における録音は、民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第77条及び第78条の規定により、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければすることができない。

本件は、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を著しく損なうと同時に、相手方当事者及び裁判所と国との間の信頼関係をも損なうこととなった。

このような事案の発生を重く受け止め、再発を防止し、防衛省における訴訟事務を適正に実施するため、下記のとおり、これらの措置を図ることとされたので、その実施に遺漏なきよう期されたい。

記

1 訴訟関係法規の遵守に関する教育の徹底

- (1) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条、第5条及び第9条の規定に基づき指定代理人に指定された職員及び訴訟に関係する職員（以下「関係職員」という。）

に対し、同法、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）、裁判所法（昭和２２年法律第５９号）、法廷等の秩序維持に関する法律（昭和２７年法律第２８６号）、民事訴訟規則等（以下「訴訟関係法規」という。）の遵守に関する意識の徹底を図るための教育を実施するとともに、定期的な理解の確認を行うものとする。

- (2) 訴訟関係法規に関する教育に加えて、裁判所出廷時における留意事項、コンプライアンス意識等の訴訟遂行における信頼関係の構築に必要とされる素養についても、管下の関係職員に教育を実施するとともに、定期的な理解の確認を行うものとする。

2 委任規定

この通達の実施に関し必要な事項は、大臣官房訟務管理官が定めるものとする。